

平成二十四年三月二日提出
質問第一一三号

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問主意書

提出者 中島政希

回答 平成二十四年三月十三日

民主党政権は「官僚丸投げの政治から、政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ」を第一原則にした民主党マニフェストに依拠して誕生した政権である。続く平成二十二年参議院選挙時の民主党マニフェストには「行政刷新」を第一の公約に掲げ、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を一層進めます」と謳った。「できるだけダムにたよらない治水」は民主党政権が実現すべき政策であり、そのためには行政の意思形成過程のより一層の透明化が不可欠であると考え

しかし、平成二十一年に国土交通大臣によって設置された諮問機関「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の運用実態を見ると、自由民主党政権下で平成十一年に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（以下、平成十一年閣議決定）で定められたことから、大きく後退していると言わざるを得ない。

平成十一年閣議決定は、「審議会等については、いわゆる隠れみものになっている」との認識に立ち、平成十年に成立した中央省庁等改革基本法三十条（審議会等の整理及び合理化）に依拠している。基本法三十条における「審議会等」とは「国家行政組織法第八条に規定する合議制の機関」を意味するが、平成十一年閣議決定の「別紙4」には「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」として「行政運営上の参考にするため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求め

る会合であつて、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの」を含めており、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」はこれにあたる。「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」は、「審議会等の公開に係る措置に準ずる」とされ、原則公開および「非公開とする場合には、その理由を明示する」ことが求められている。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 一般に、閣議決定を履行する責任は誰が負うべきものであるか。

【回答】一について

閣議決定は、内閣の意思決定として内閣の統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はその決定に従つて職務を執行する責務を有する。

二 「今後の治水対策のあり方に関する

る有識者会議」の運営について

1 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議規約」によれば、「会議は原則として非公開で開催する」とあり、平成十一年閣議決定違反であると考えるが、政府の見解を示されたい。

【回答】二の1及び三について

「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成十一年四月二十七日閣議決定。以下「基本的計画」という。)の別紙四「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」において、懇談会等行政運営上の会合については、審議会等の公開に係る措置に準ずることとされており、基本的計画の別紙三「審議会等の運営に関する指針」において、会議又は議事録を速やかに公開することが原則とされている。「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)については、懇談会等行政運

営上の会合に該当するが、議事録を公開しており、基本的計画に違反するものではない。

2 同会議は、平成二十一年十二月に設置されて以来、一般傍聴を求め、要請が度々行われてきたと聞く。これらの要請は①いつ、②どのように行われ、③誰がその対応を協議してきたか。①②③それぞれについて説明されたい。

【回答】二の2及び三の1について

御指摘の「一般傍聴」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点において把握している限りでは、有識者会議の公開について、平成二十一年十二月一日付け、同月二十八日付け、平成二十二年一月六日付け、同月十四日付け、同年二月八日付け、平成二十三年四月二十六日付け、同年八月二十九日付け、平成二十四年二月二十一日付け、同月二十三日付け、同月二

十六日付け及び同年三月一日付けの文書により要望等があり、このうち、同年二月二十一日付けの文書は、水源開発問題全国連絡会からの有識者会議の公開を求める旨の要望であったと承知している。有識者会議の公開については、有識者会議の座長(以下「座長」という。)が有識者会議の委員(以下「委員」という。)の意見を踏まえ定めており、要望への対応は座長に一任することが委員の間で合意されていた。

3 2についての協議を行う際、平成十一年閣議決定との整合性について勘案したか。

4 同会議を非公開とする理由を説明されたい。

【回答】二の4及び三の3について

有識者会議は、忌憚のない意見交換を行うために原則として非公開で開催することとされている。

なお、平成二十二年九月二十七

日以降に開催された有識者会議に
ついては、座長が委員の意見を踏ま
え、報道関係者に公開することと
したところである。

三 平成二十四年二月二十二日に予
定していた第二十二回「今後の治水
対策のあり方に関する有識者会議」
について

1 一般傍聴を求めると要請が前日
までにあつたと聞く。①誰からの要請
に対し、②どのように対応が協議さ
れ、非公開とされたか。①、②それぞ
れについて説明されたい。

2 平成二十四年二月二十二日に
は、議題となる石木ダム計画予定地
の住民等が会議室を訪れ、傍聴を求
めたが、開催を中止し、流会したと聞
く。①誰が、②どのように協議し、こ
の対応を決定したか。①、②それぞれ
について説明されたい。

【回答】三の2及び4について

平成二十四年二月二十二日に開

催を予定していた有識者会議につい
ては、静穏な環境の下で議論ができ
ない状況であつたため、座長の判断
により、開催が中止された。

3 審議結果によっては宅地、農地
等が強制収用の対象となる可能性が
あるという切実な地域住民の代表が
傍聴できない、という対応を取った合
理的な理由とは何か。政府の見解を
説明されたい。

4 同会議の流会、延期等の方針に
ついて、①誰が、②どのような理由で
決めたか。①、②それぞれについて説
明されたい。

5 同会議の流会、延期等の方針に
ついて、出席委員たちには①誰が、②
どのように告げたか。③その際、出席
委員たちに理由を告げたか。①、③
それぞれについて説明されたい。

【回答】三の5について

平成二十四年二月二十二日に開
催を予定していた有識者会議の会

場において、有識者会議の事務局の
職員が「御案内のような状態でござ
いますので、議論ができない状況で
あることから、本日の会議は中止
とさせていただきます。」と告げ
た。

6 委員の他、奥田建国土交通副大
臣、津川祥吾国土交通大臣政務官が
既に会議室に入室していたにもかか
わらず、流会が決定したことは通常
では考えられないことである。

① このことについて、臨席していた
奥田建国土交通副大臣の考えを説
明されたい。

② 同様に津川祥吾国土交通大
臣政務官の考えを説明されたい。

③ 同日の運営について、前田武
志国土交通大臣の認識を説明され
たい。

【回答】三の6について

国土交通省としては、静穏な環境
の下で会議を開催できなかったこと

は、遺憾であると認識している。

7 同会議の次第によれば、前田武志国土交通大臣は出席し、挨拶をする予定であったが、開催時間における前田武志国土交通大臣の行動を明らかにされたい。

【回答】三の7について

平成二十四年二月二十二日の有識者会議の開催予定時間には、前田国土交通大臣は、他の公務を行っていた。

8 当日参集させたにもかかわらず、突然の流会により解散させた①委員の氏名、②その諸謝金の取り扱いについて説明されたい。
右質問する。

【回答】三の8について

お尋ねの「解散させた①委員の氏名」の意味するところが必ずしも明らかではないが、委員の氏名については、国土交通省のホームページで

公表している。また、諸謝金については、「謝金の標準支払基準」(平成二十一年七月一日各府省等申合せ)により処理することとしている。